

特殊勤務手当見直し一覧

当日配布資料3

手当の名称	支給単位	支給額	支給対象職員	H19.4.1現在の状況		
				廃止	支給対象変更	継続協議
税務手当	月	2,300円	市税及び国民健康保険料の賦課事務及び徴収事務に従事する職員			
税務手当	月	3,000円	市税及び国民健康保険料の出張徴収に従事する職員			
滞納処分手当	1件	300円	市税及び国民健康保険料の滞納による物件の差押え又は差押物件の引揚げ及び公売の作業に従事する職員			
社会福祉業務手当	月	4,000円	福祉課援護係に所属し、ケースワークに従事する職員			
社会福祉業務手当	1日	200円	福祉課障害福祉係、高齢者福祉課高齢者相談係、介護保険課及び総合事務所に所属し、ケースワークに従事する職員			
言語治療手当	月	8,000円	幼児ことばの相談室で言語治療に専ら従事する職員			
行旅死病人取扱手当(死亡人)	1件	3,000円	行旅死亡人取扱いに従事する職員			
行旅死病人取扱手当(病人)	1件	1,200円	行旅病人取扱いに従事する職員			
幼児保育手当(園外保育)	1日	800円	保育所、児童館、母子生活支援施設及び幼稚園において幼児の園外保育に一日4時間以上従事する職員			
幼児保育手当(延長保育)	1日	400円	保育所、児童館、母子生活支援施設及び幼稚園において幼児の延長保育に一日2時間従事する職員			
特別幼児指導手当	月	2,500円	たんぼぼ園において幼児の日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練に従事する職員			
清掃施設等勤務手当	月	1,700円	清掃センター、第1クリーンセンター、第2クリーンセンター、汚泥リサイクルセンター及び終末処理場に勤務する事務職員又は技術職員			
夜間特殊勤務手当	1日	780円	第1クリーンセンター及び汚泥リサイクルパークに勤務する職員で午後10時から翌日の午前5時までの間に運転作業に従事する職員			
夜間特殊勤務手当	1日	520円	第2クリーンセンターに勤務する職員で午後10時から午前5時までの間に運転作業に従事する職員			
感染症防疫手当	1日	250円	感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合に、汚染区域で患者又は動物の救護、指導、消毒等の作業に従事する職員			
清掃手当	1日	450円	廃棄物又はし尿を処理する業務に従事する職員			
勤務差手当	月	7,000円	浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみに勤務する職員(製造員及び応接員を除く) 土日勤務があり、勤務時間の差が大きい			
勤務差手当	月	5,000円	図書館に勤務する職員 土日勤務があり、勤務時間の差がある			
勤務差手当	月	2,500円	青少年文化センター、総合博物館、小林古径記念美術館、水族博物館、ユートピアくびき(希望館に限る)、上越観光物産センター、上越科学館、牧ふれあい体験交流施設(交流研修館に限る)、牧湯の里深山荘、清里農村体験宿泊休憩施設(山荘京ヶ岳に限る)、浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ(製造員、応接員に限る)に勤務する職員 土日勤務がある			
動物飼育手当	1日	250円	高田公園の動物飼育に直接従事する職員			
動物飼育手当	月	1,700円	水族博物館の動物飼育に直接従事する職員			
自動車運転手当	1日	250円	自動車の運転業務に専ら従事する職員で、1日4時間以上ブルドーザー、グレーダー、タイヤドーザーその他特殊自動車の運転に従事する職員			
自動車運転手当(17:15以降8:30迄2時間以上)	1日	200円	自動車の運転業務に専ら従事する職員で、午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間に2時間以上ブルドーザー、グレーダー、タイヤドーザーその他特殊自動車の運転に従事する場合に加算			
自動車運転手当(除雪)	1日	500円	自動車の運転業務に専ら従事する職員で、1日4時間以上ブルドーザー、グレーダー、タイヤドーザーその他特殊自動車の運転で除雪作業に従事する職員			
技術職調整手当	月	2,000円	1級建築士又は測量士の資格を有する職員で工事の設計などに従事する職員、保健師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士、1級清掃施設技術管理者、電気主任技術者、1級ボイラー技師、高圧ガス作業主任者の資格を有し直接これらの業務に従事する職員			
道路上作業手当	1日	200円	交通頻繁な道路上で交通を遮断することなく行う道路の舗装補修作業に従事する職員			

手当の名称	支給単位	支給額	支給対象職員	H19.4.1現在の状況		
				廃止	支給対象変更	継続協議
除雪手当	1回	350円	午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間、2時間以上直接除雪作業及び除雪作業中の交通整理をするための立哨作業に従事する職員			
公害調査手当	月	1,000円	専ら公害調査のための検体の分析採取又は測定器等による監視及び公害対策の指導並びに事業所等の立入調査に直接従事する職員			
用地交渉手当	1日	200円	用地の取得等のため、当該所有者等と直接交渉する業務に従事する職員			
高所作業手当	1日	250円	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所作業に従事する職員			
潜水手当	1日	250円	潜水器具を着用して潜水作業に従事する職員			
災害応急作業等手当(巡回監視)	1日	300円	災害現場(警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている道路、異常な自然現象又は大規模な事故により甚大な災害が発生した箇所又はその周辺等)において巡回監視に従事する職員			
災害応急作業等手当(応急作業等)	1日	600円	災害現場(警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている道路、異常な自然現象又は大規模な事故により甚大な災害が発生した箇所又はその周辺等)において応急作業(応急的に行う仮道、仮橋、仮締切工、決壊防止工等の工事の施行又はその監督)等に従事する職員			新設
			手当数	7	5	10(*)

支給対象を変更する手当にあっても、引き続き見直しについて協議を進める。

*...新設の1手当を含む。

上表は、見直しの対象となっていない医師手当、診療手当及び医療業績手当を除いてある。